

# 平成30年度都留市地域公共交通会議及び 都留市地域公共交通活性化協議会 第1回会議

日時：平成30年6月26日（火）

午後3時から

場所：都留市役所3階大会議室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 市長あいさつ

### 3. 報告事項

平成29年度市内循環バス事業及び予約型乗合タクシー事業について

### 4. 協議事項

- (1) 予約型乗合タクシー（つる～と東桂）運行経路変更について
- (2) 都留市生活交通確保維持改善計画（案）の認定申請について
- (3) その他

### 5. その他

### 6. 閉 会

資料1：平成29年度市内循環バス事業及び予約型乗合タクシー事業実績報告

資料2：予約型乗合タクシー（つる～と東桂）新停留所位置図・時刻表

資料3：都留市生活交通確保維持改善計画（案）

資料4：道の駅つる線系統略図

地域公共交通会議委員名簿（平成29年6月28日～平成31年6月27日）

No.	区 分	役 職 名	氏 名
1	学識経験者	学識経験者	天野友一
2		学識経験者	田中一利
3	各種団体の代表	都留市老人クラブ連合会長	内藤公義
4		都留市校長会	村上憲司
5		都留市地域協働のまちづくり推進会連絡会会長	相川義美
6	住民又は利用者を代表する者	市民代表者(公募)	渡辺 厚
7	一般乗合旅客自動車運送事業者	富士急山梨バス株式会社 取締役社長	上原 厚
8	一般乗用旅客自動車運送事業者	富士急山梨ハイヤー株式会社 取締役社長	勝俣 勳
9	大月警察署又はその指名するもの	山梨県大月警察署交通課長	三浦智幸
10	山梨県知事又はその指名するもの	山梨県リニア交通局交通政策課長	若尾哲夫
11	山梨運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局山梨運輸支局 首席運輸企画専門官	渡邊太郎
12	運転者の団体を代表する者	富士急山梨バス(株)鶴の会運転手	河村裕一
13	その他会長が必要と認めるもの	富士急行株式会社 事業部 次長	石井謙一
14	市長又はその指名する職員	市民部長	志村元康
15		総務部長(幹事)	高部 剛
16		福祉保健部長(幹事)	深澤祥邦
17		産業建設部長(幹事)	小宮敏明
18		教育委員会教育次長(幹事)	紫村聡仁

## 平成29年度市内循環バス事業及び予約型乗合タクシー事業報告

平成29年度 取組状況

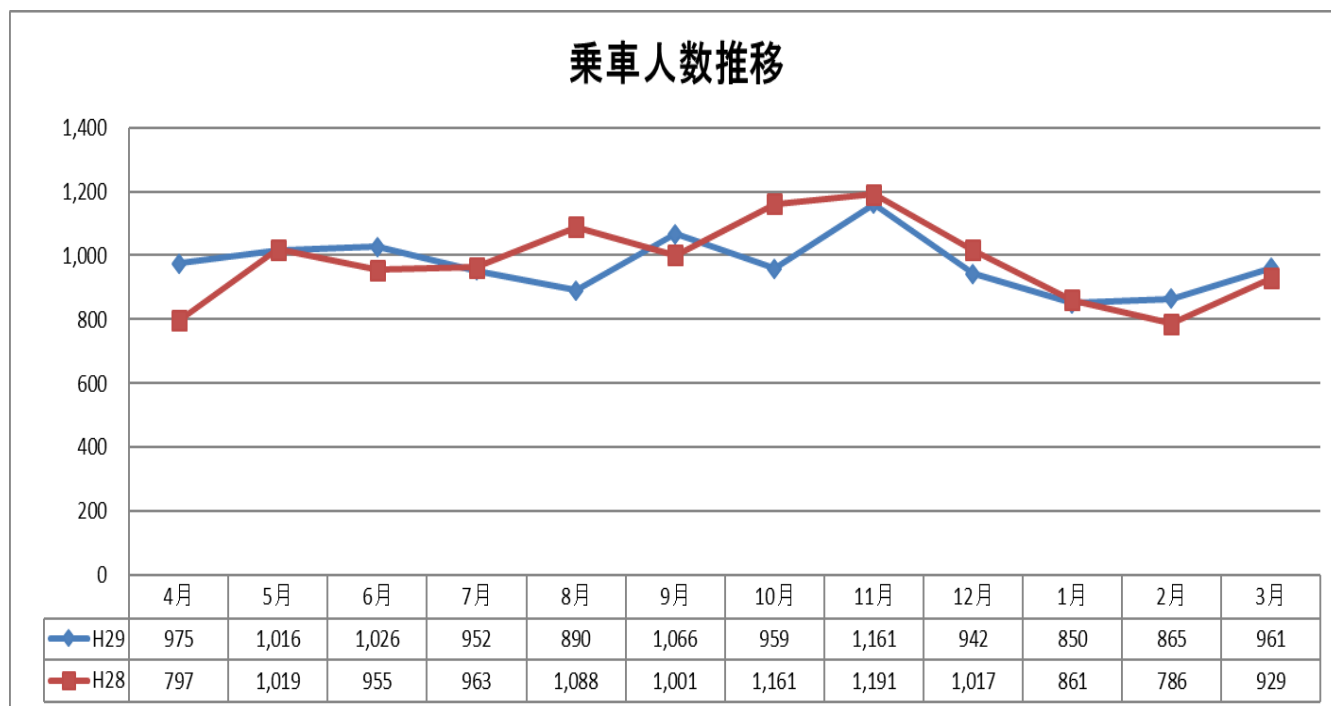
## ① 市内循環バス

- ・ 運行内容：路線定期運行
- ・ 運行本数：(右回り、左回り)各3本/日
- ・ 運行経路：(右回り) 都留市駅－病院入口－赤坂－芭蕉月待ちの湯－都留文科大学駅－田原入口－都留市駅－市立病院  
(左回り) 都留市立病院前－都留市駅－田原入口－都留文科大学駅－芭蕉月待ちの湯－赤坂－病院入口－都留市駅
- ・ 運行日：毎日運行(年末、年始を除く)
- ・ 料金(一乗車)：大人(中学生以上)200円、小人(小学生)100円、乳幼児 無料  
回数券(11枚綴り：2,000円)
- ・ 運行事業者：富士急山梨バス株式会社

運行実績

乗車人数

乗車人数	平成29年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	975	1,016	1,026	952	890	1,066	959	1,161	942	850	865	961	11,663

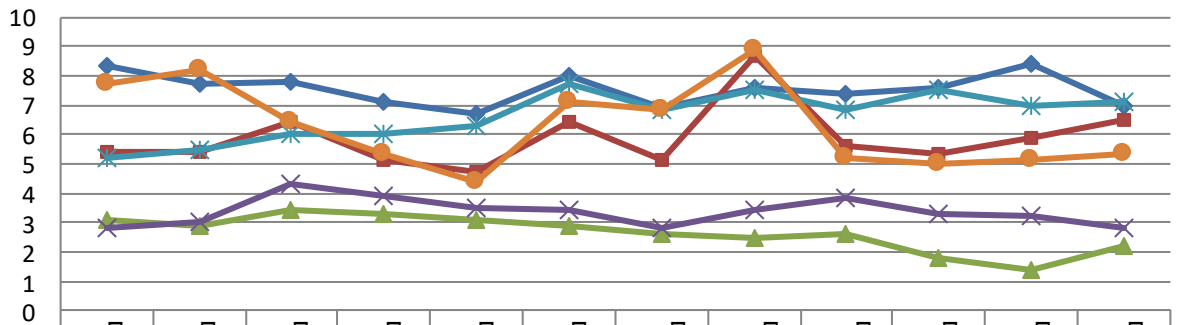


※平成28年度 11,768人

平均乗車人数

1日平均	平成29年度												合計・平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1日平均	32.5	32.8	34.2	30.7	28.7	35.5	30.9	38.7	31.4	30.4	30.9	31	32.3
1便平均	5.4	5.5	5.7	5.1	4.8	5.9	5.2	6.5	5.2	5.1	5.1	5.2	5.4
平日(1便平均)	5.4	5.3	5.3	5	4.9	6.4	5.7	6.2	5.8	5.4	5.3	5.6	5.5
土日(1便平均)	5.4	5.7	6.7	5.4	4.5	5	4.1	7	4	4.4	4.9	4.3	5.1
左回り1便	8.3	7.7	7.8	7.1	6.7	8	6.9	7.6	7.4	7.6	8.4	7	7.5
左回り2便	5.4	5.4	6.4	5.1	4.7	6.4	5.1	8.7	5.6	5.3	5.9	6.5	5.9
左回り3便	3.1	2.9	3.4	3.3	3.1	2.9	2.6	2.5	2.6	1.8	1.4	2.2	2.7
右回り1便	2.8	3	4.3	3.9	3.5	3.4	2.8	3.4	3.8	3.3	3.2	2.8	3.4
右回り2便	5.2	5.5	6	6	6.3	7.7	6.8	7.5	6.8	7.5	7	7.1	6.6
右回り3便	7.7	8.2	6.4	5.3	4.4	7.1	6.8	8.9	5.2	5	5.1	5.3	6.3

便別平均乗車人数推移



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
左回り1便	8.3	7.7	7.8	7.1	6.7	8	6.9	7.6	7.4	7.6	8.4	7
左回り2便	5.4	5.4	6.4	5.1	4.7	6.4	5.1	8.7	5.6	5.3	5.9	6.5
左回り3便	3.1	2.9	3.4	3.3	3.1	2.9	2.6	2.5	2.6	1.8	1.4	2.2
右回り1便	2.8	3	4.3	3.9	3.5	3.4	2.8	3.4	3.8	3.3	3.2	2.8
右回り2便	5.2	5.5	6	6	6.3	7.7	6.8	7.5	6.8	7.5	7	7.1
右回り3便	7.7	8.2	6.4	5.3	4.4	7.1	6.8	8.9	5.2	5	5.1	5.3

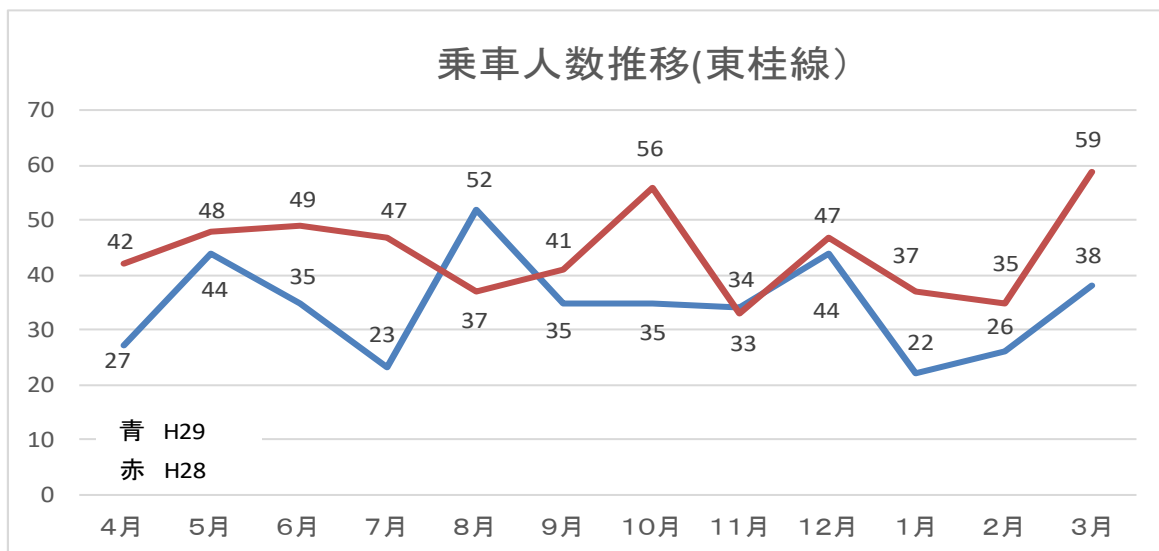
② 予約型乗合タクシー

- ・ 運行内容：区域運行
- ・ 運行本数：(往路、復路) 各 3 便/日
- ・ 運行経路：東桂地区(既存のバス路線及び境地区を含む)－市立病院  
盛里地区(既存のバス路線及び大平地区を含む)－市立病院
- ・ 料金(一乗車)：大人(中学生以上) 300 円、小人(小学生) 150 円、乳幼児 無料  
回数券(11 枚綴り：3000 円)
- ・ 運行日：毎日運行(年末、年始を除く)
- ・ 運行事業者：富士急山梨ハイヤー株式会社

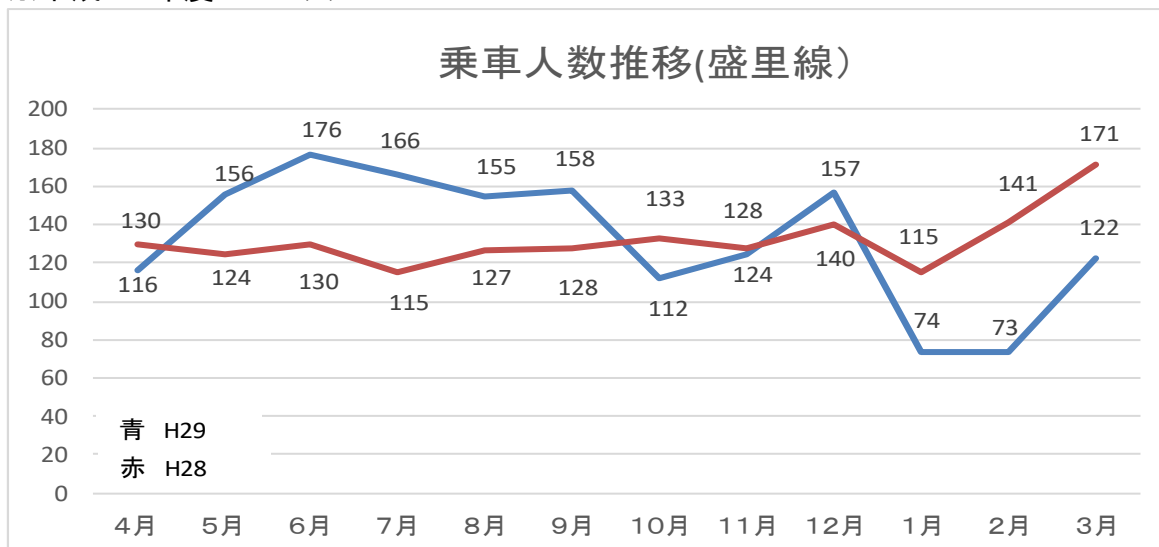
運行実績

乗車人数

乗車人数	平成 29 年度												
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
東桂線	27	44	35	23	52	35	35	34	44	22	26	38	415
盛里線	116	156	176	166	155	158	112	124	157	74	73	122	1,589



※平成 28 年度 531 人



※平成 28 年度 1,582 人

平均乗車人数

		平成 29 年度												平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東桂線	運行数	25	38	33	20	45	33	29	28	39	21	21	33	30.4
	乗車人数	27	44	35	23	52	35	35	34	44	22	26	38	34.6
	平均乗車人数	1.1	1.2	1.1	1.2	1.2	1.1	1.2	1.2	1.1	1.0	1.2	1.2	1.1
盛里線	運行数	89	94	106	103	101	100	79	85	93	59	51	84	87.0
	乗車人数	116	156	176	166	155	158	112	124	157	74	73	122	132.0
	平均乗車人数	1.3	1.7	1.7	1.6	1.5	1.6	1.4	1.5	1.7	1.3	1.4	1.5	1.5

※平成 28 年度

東桂線 運行数 38.3 乗車人数 44.3 平均乗車人数 1.2

盛里線 運行数 86.8 乗車人数 131.8 平均乗車人数 1.5

便別乗車人数

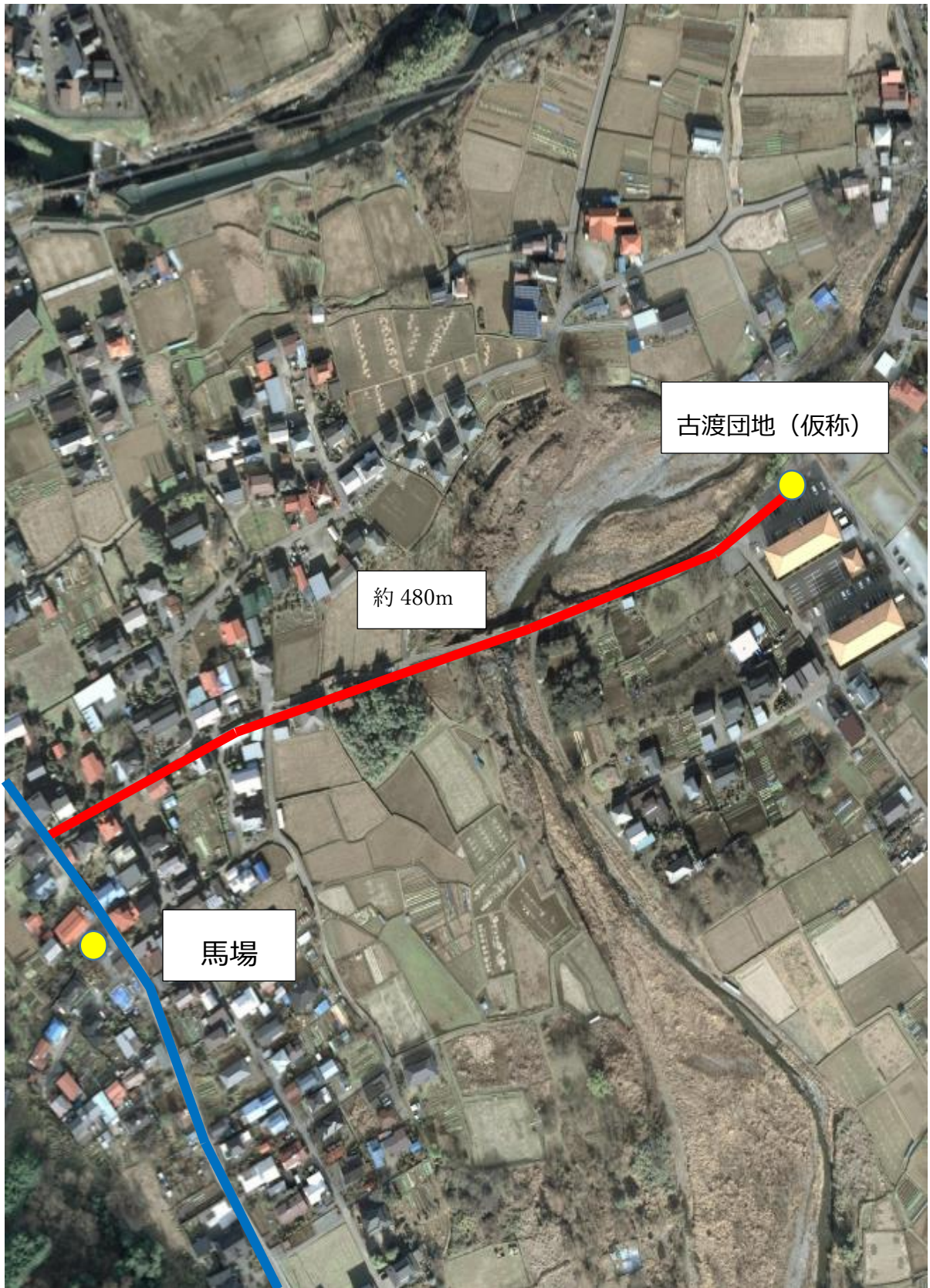
		平成 29 年度												平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東桂線	1便(砂原発)	4	4	4	9	14	10	6	12	8	2	8	10	7.6
	2便(病院発)	4	9	5	0	2	2	5	6	1	4	8	10	4.7
	3便(砂原発)	4	10	9	7	12	11	7	4	12	5	2	5	7.3
	4便(病院発)	4	11	12	1	7	3	6	5	14	4	4	5	6.3
	5便(砂原発)	7	4	2	3	8	6	5	3	6	4	3	5	4.7
	6便(病院発)	4	6	3	3	9	3	6	4	3	3	1	3	4.0
盛里線	1便(曾雌東発)	38	42	44	45	44	46	39	37	41	29	23	39	39.0
	2便(病院発)	23	24	26	21	15	25	14	13	24	10	4	10	17.4
	3便(曾雌東発)	19	30	37	37	27	32	23	31	30	14	17	27	27.0
	4便(病院発)	7	19	19	17	27	15	8	16	12	6	4	13	13.6
	5便(曾雌東発)	15	19	15	14	19	14	12	10	21	4	9	7	13.2
	6便(病院発)	14	22	35	32	23	26	16	17	29	11	16	26	22.2

予約型乗合タクシー（つる一と東桂）新停留所位置図











予約型乗合タクシー つるーと東桂（時刻表）							
番号	停留所	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便
1	グラススキー場入口（仮称）	07:50	12:01	12:10	13:36	13:40	17:11
2	砂原	07:51	12:00	12:11	13:35	13:41	17:10
3	門原	07:52	11:59	12:12	13:34	13:42	17:09
4	大沢橋	07:52	11:59	12:12	13:34	13:42	17:09
5	桑原	07:53	11:58	12:13	13:33	13:43	17:08
6	倉庫前	07:54	11:57	12:14	13:32	13:44	17:07
7	今宮神社	07:55	11:56	12:15	13:31	13:45	17:06
8	馬場	07:56	11:55	12:16	13:30	13:46	17:05
9	古渡団地（仮称）	07:57	11:54	12:17	13:29	13:47	17:04
10	境自治会館前	08:01	11:50	12:21	13:25	13:51	17:00
11	宮下	08:04	11:47	12:24	13:22	13:54	16:57
12	桂町横町	08:05	11:46	12:25	13:21	13:55	16:56
13	鹿留入口	08:05	11:46	12:25	13:21	13:55	16:56
14	東桂駅前	08:06	11:45	12:26	13:20	13:56	16:55
15	古渡入口	08:07	11:44	12:27	13:19	13:57	16:54
16	上夏狩公民館	08:08	11:43	12:28	13:18	13:58	16:53
17	下夏狩自治会館	08:09	11:42	12:29	13:17	13:59	16:52
18	蒼竜峡団地入口	08:12	11:39	12:32	13:14	14:02	16:49
19	セルバ前	08:12	11:39	12:32	13:14	14:02	16:49
20	十日市場上宿	08:13	11:38	12:33	13:13	14:03	16:48
21	十日市場駅前	08:13	11:38	12:33	13:13	14:03	16:48
22	十日市場下宿	08:14	11:37	12:34	13:12	14:04	16:47
23	滝下	08:14	11:37	12:34	13:12	14:04	16:47
24	大学入口	○ 08:15	■ 11:36	○ 12:35	■ 13:11	○ 14:05	■ 16:46
25	都留文科大学駅	○ 08:17	■ 11:34	○ 12:37	■ 13:09	○ 14:07	■ 16:44
26	おかじま食品館前	○ 08:18	■ 11:33	○ 12:38	■ 13:08	○ 14:08	■ 16:43
27	田原入口	○ 08:20	■ 11:31	○ 12:40	■ 13:06	○ 14:10	■ 16:41
28	JAクレイン前	○ 08:20	■ 11:31	○ 12:40	■ 13:06	○ 14:10	■ 16:41
29	都留興譲館高校北	○ 08:21	■ 11:30	○ 12:41	■ 13:05	○ 14:11	■ 16:40
30	柳田橋	○ 08:21	■ 11:30	○ 12:41	■ 13:05	○ 14:11	■ 16:40
31	都留第一中学校入口	○ 08:22	■ 11:29	○ 12:42	■ 13:04	○ 14:12	■ 16:39
32	谷村町駅入口	○ 08:23	■ 11:28	○ 12:43	■ 13:03	○ 14:13	■ 16:38
33	大手前	○ 08:25	■ 11:26	○ 12:45	■ 13:01	○ 14:15	■ 16:36
34	日本生命前	○ 08:26	■ 11:25	○ 12:46	■ 13:00	○ 14:16	■ 16:35
35	中央二郵便局前	○ 08:27	■ 11:24	○ 12:47	■ 12:59	○ 14:17	■ 16:34
36	都留市駅	○ 08:28	■ 11:23	○ 12:48	■ 12:58	○ 14:18	■ 16:33
37	寿町	○ 08:29	■ 11:22	○ 12:49	■ 12:57	○ 14:19	■ 16:32
38	道生堀	○ 08:30	■ 11:21	○ 12:50	■ 12:56	○ 14:20	■ 16:31
39	市立病院前	○ 08:31	■ 11:20	○ 12:51	■ 12:55	○ 14:21	■ 16:30

平成 31 年度都留市生活交通確保維持改善計画（案）  
（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

平成 30 年 6 月 26 日

都留市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
都留市生活交通確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>行政運営における財務状況も厳しい中、財政的にも負担の少ない効率的な公共交通体系の構築が求められるが、路線バスの平成22年度の年間乗車人口は極端な落ち込みを見せた。この危機的状況に市民、事業者、行政等公共交通に関わる主体が、それぞれの立場で、それぞれがすべきこと、できることを確認し、協働して安定的で持続可能な交通システムを整える必要がある。</p> <p>これらを踏まえ、平成24年3月に市民、事業者、行政が協働して今後の地域公共交通を維持、活性化させるための方策として「都留市地域公共交通総合連携計画」を策定し、今後3年間において現状の公共交通を地域の実情に合ったものとするため、路線の運行内容、利用環境の向上を図るとともに、公共交通を地域の足として積極的に利用する対策など持続可能な公共交通体系を構築するための方策を定めた。</p> <p>この計画の中で目標とする「利用者と地域の実情を踏まえた効率的な運行体系の構築」及び「利用しやすい環境の整備」の実現には、地域の特性、実情に対応した移動手段の提供を行うため、現状のバス路線の再編が必要であり、特に路線バスの運行本数の減少により、交通不便地帯となっている曾雌・秋山線並びに砂原線においては、赤字額の抑制を考慮しつつ、さらには同地域にある交通空白地帯を結ぶ公共交通について、地域の実情を十分に把握する中、新たな運行形態において公共交通の維持を行う必要がある。また、公共施設が点在する市内にあって、現状の公共交通空白地帯に新たに路線を伸ばし、市内中心部とこれらの地域を結ぶ路線の新設により、市民にとって利便性の良い交通体系とすることが必要である。</p> <p>これらの状況を考慮し、高齢化社会への対応として交通弱者対策及びまちづくりの活性化の面から、市内の中心部を運行し地域間を結ぶ鉄道への乗り換えの利便性を向上しつつ、現状のバス路線を再編し路線ごとに地域の実情に応じた運行体系を構築するため、地域公共交通維持改善事業に取り組む必要があることから、平成24年8月から都留市内循環バスを、平成24年10月から都留市予約型乗合タクシーを本格運行させた。この新たな2つの交通体系の構築により、地域公共交通の維持確保について一定の効果を得たが、利用者の利便性をさらに高め、今後も変化を続ける利用者ニーズに柔軟に対応できる公共交通を構築するため、都留市予約型乗合タクシーを「路線不定期運行」から「区域運行」に変更した。</p> <p>また、平成27年度に3年間の実績を検証・評価した上で、2期目となる新たな「都留市地域公共交通総合連携計画」を策定し、地域の実情に応じた公共交通体系を見直し改善することで、公共交通の利用促進を目指すものとした。</p>

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

「都留市地域公共交通総合連携計画」に掲げた目標のうち、地域の特性、実情に対応した移動手段の提供に向け、以下の目標に取り組む。

#### (目標)

- (1) 利用者と地域の実情を踏まえた効率的な運行体系の構築
- (2) 利用しやすい環境の整備

#### (指標)

評価指標	現在（平成29事業年度）	目標（平成31事業年度）
① 補助対象線利用者数	23,851人／年	30,780人／年
② 循環バスの利用者数	11,870人／年	13,240人／年
③ 予約型乗合タクシーの1台当たりの乗車数	1.3人／台	1.8人／台
④ 公共交通サービスの満足度 「満足」「やや満足」と回答した人の割合	11.6%	25%
⑤ 路線全体の平均収支率	18.5%	20%

### (2) 事業の効果

砂原線、曾雌・秋山線を新たな運行形態により公共交通を維持、改善することにより、東桂、盛里、禾生地域の交通弱者等の通院、買い物、通学などの日常生活に必要な移動手段の確保がなされる。

また、鉄道及び既存の路線バスやその他市内地域の支線を結ぶ循環路線の構築により、幹線、支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、これに伴い外出の促進や地域活性化が促される。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・鉄道及びバスの時刻表の市内全戸配布（作成：事業者、配布：都留市）
- ・デマンドタクシーの時刻表の市内該当地区への配布（作成：都留市、配布：都留市）
- ・市内CATV、事業者、都留市、地域協働による利用促進番組作成（都留市、事業者、CATV）
- ・市内公共交通利用促進のための各地区への出張講座（都留市）

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
都留市から運行事業者への補助金額については、現行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分の内、割合を決めて負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
・富士急山梨バス株式会社 ・富士急山梨ハイヤー株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成23年6月28日	平成23年度 第1回会議	・現状の確認
11月15日	平成23年度 第2回会議	・実証運行計画について ・計画の骨子の検討 ・アンケート調査内容の検討
平成24年 1月11日	平成23年度 第3回会議	・実証運行実施結果の検証 ・各種調査事業の実施とデータの分析 ・計画(素案)への意見収集と調整 (H24. 1月)
1月31日	平成23年度 第4回会議	・都留市地域公共交通総合連携計画(素案)について ・都留市生活交通ネットワーク計画の策定について
2月27日	平成23年度 第5回会議	・計画(案)の承認(H24~26年) (H24. 2月)
6月20日	平成24年度 第1回会議	・運行事業者の選定 ・計画の決定
平成25年6月28日	平成25年度 第1回会議	・平成24年度地域公共交通確保維持事業にかかる事業評価 ・都留市生活交通ネットワーク計画認定申請について
平成26年2月13日	平成25年度 第2回会議	・消費増税に係る乗車料金について ・乗継割引制度について ・地域商店街との連携について
平成26年6月26日	平成26年度 第1回会議	・予約型乗合タクシーの運行形態の変更について ・平成27年度都留市生活交通ネットワーク計画認定申請について
平成27年2月27日	平成26年度 第2回会議	・第1期都留市地域公共交通総合連携計画取組評価について ・新たな公共交通改善施策の方向性について

平成27年3月18日	平成26年度 第3回会議 ・農林産物直売所及びリニア見学センターと市内観光拠点を結ぶ公共交通体系の導入について ・予約型乗合タクシーの運行路線の拡大について ・運行ダイヤの修正、車両及び停留所の名称変更について
平成27年6月24日	平成27年度 第1回会議 ・第2期都留市地域公共交通総合連携計画（案）について ・予約型乗合タクシーの運行経路拡大について ・平成28年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
平成28年3月23日	平成27年度 第2回会議 ・道の駅と市内拠点を結ぶ新たなバス路線（案）について
平成28年5月31日	平成28年度 第1回会議 ・道の駅と市内拠点を結ぶ新たなバス路線（案）について
平成28年6月28日	平成28年度 第2回会議 ・平成29年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
平成29年6月28日	平成29年度 第1回会議 ・平成30年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
平成30年6月26日	平成30年度 第1回会議 ・平成31年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について

#### 18. 利用者等の意見の反映状況

平成23年	
11月25日	路線バス利用者アンケート調査
11月28日～12月16日	10月17日から2ヶ月間実施した新たな運行体系、新たな運行経路による実証運行における実施利用者アンケートの実施
11月28日	事業者ヒアリング調査
12月5日～19日	市内公共交通に関する地域懇談会の開催（三吉地域、開地地域、東桂地域、禾生地域、谷村地域、宝地域、盛里地域）
平成24年	
1月13日	市内タクシー事業者アンケート調査
2月6日～23日	パブリック・コメントの実施
2月17日～22日	未来を拓く都留まちづくり会議の開催
平成25年	
9月2日～19日	都留市東桂地域コミュニティセンターにて、利用者増加に向けた地元説明会を開催。予約型乗合タクシーの運行方法等に対する意見聴取。
平成26年	
8月～9月	循環バス、予約型乗合タクシー利用者アンケートの実施
10月17日	第6次都留市長期総合計画策定のための市民意識調査の中で公共交通再編方針に関するアンケートを実施
11月6日	市民による事業評価・提案会（学生版）の実施により、公共交通活性化策について市内大学生の提案を受けた



平成27年 5月1日～29日	「第2期都留市地域公共交通総合連携計画（案）」に対するパブリック・コメントの実施
平成29年 9月～翌年2月	予約型乗合タクシーの利用促進に向け、対象地域（東桂・盛里）の利用者から意見聴取

#### 19. 協議会メンバーの構成員

一般乗合旅客自動車運送事業者	富士急山梨バス(株)取締役社長
一般乗用旅客自動車運送事業者	富士急山梨ハイヤー(株)取締役社長
その他会長が必要と認めるもの	富士急行(株)交通事業部鉄道担当
山梨運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局山梨運輸支局首席運輸企画専門官
運転者の団体を代表する者	富士急山梨バス(株)鶴の会運転手代表
住民又は利用者を代表する者	税理士（学識経験者） 商工会会長（学識経験者） 市民代表者（公募）
各種団体の代表	都留市老人クラブ連合会長 都留市校長会 都留市地域協働のまちづくり推進会連絡会会長
大月警察署又はその指名するもの	山梨県大月警察署交通課長
山梨県知事又はその指名するもの	山梨県リニア交通局交通政策課長
市長又はその指名する職員	都留市総務部長 都留市市民部長 都留市福祉保健部長 都留市産業建設部長 都留市教育委員会教育次長

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山梨県都留市上谷 1-1-1

（所 属）都留市役所 地域環境課

（氏 名）加藤 隆

（電 話）0554-43-1111 (174)

（e-mail）chiikishinkou@city.tsuru.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
都留市	富士急山梨バス 株式会社	(1) 都留市循環線	都留市立 病院	上戸沢	都留市駅	往18.3km 復18.3km	2166回		路線定期運行	②(2)	都留市駅で富士急行 大月線と接続	③
	富士急山梨ハイ ヤー株式会社	(2) 東桂線		東桂・谷村地区		往 復	2166回		区域運行	②(2)	都留市駅で富士急行 大月線と接続	③
	富士急山梨ハイ ヤー株式会社	(3) 盛里線		盛里・永生地区		往 復	2166回		区域運行	②(1)	都留市駅で富士急行 大月線と接続	③
		(4)				往 復	回					
		(5)				往 復	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	都留市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	23,851
交通不便地域	4,188

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,837	三吉地区	地方運輸局長の指定
1,008	東桂地区	地方運輸局長の指定
1,343	盛里地区	山村振興法第7条第1項

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
23,851	$23,851 \text{人} \times 120 \text{円} \times 0.7 + 200 \text{万円}$	4,003,000円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線型(路線定期・路線不定期)運行)】

補助対象期間の損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,657,729 千円	営業外収益	1,984 千円	経常収益	1,659,713 千円
	営業費用	1,535,158 千円	営業外費用	2,370 千円	経常費用(イ)	1,537,528 千円
	営業損益	122,571 千円	営業外損益	▲ 386 千円	経常損益	122,185 千円
補助対象期間の実車走行キロ(口)	4,522,483 km				経常収支率	107.94 %

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 イ÷口=ハ	地域キロ当たり標準経常費用 ニ	キロ当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ
山梨・静岡	339円 97銭	365円 59銭	339円 97銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請番号	再編特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数(イ)	実績運行回数(ロ)	運休回数(ハ)	運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数(ニ)	運行割合(100%を超える場合は100%を上限とする。)(ホ)	系統キロ程 ヘ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 ト	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 チ	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率 (ヘ-(ト+チ))÷ヘ=ツ
				起点	主な経由地	終点									
都留市	1		都留市循環線	都留市病院	上戸沢	都留市駅	2166 回	2166 回	0 回	0 回	100 %	往 18.3km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
合計															

市区町村	申請番号	実車走行キロ ヌ	補助対象経常費用 ホ×ヌ=ル	補助対象系統の経常収益 ヲ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ル-ヲ=ワ	ワのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ワ×リ=カ	補助対象経費 ヨ	補助対象経費の1/2 ヨ×1/2=タ	国庫補助上限額 レ	国庫補助金申請額 ソ
都留市	1	39,789.4 km	13,527,202 円	2,425,591 円	11,101,611 円	11,101,611 円	11,101 千円	5,551 千円	5,551 千円	5,551 千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
合計		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円

市区町村	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ハ×ヌ-ラ=ツ	損失額から国庫補助額を控除した額 ツ-ソ=ネ	ネの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要			
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担					
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
都留市	1	11,101,611 円													
		円													
		円													
		円													
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%				

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間中の一般乗合旅客自動車運送事業(自家用有償旅客運送)と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について(昭和52年5月17日付け自衛第338号、自旅第151号、自貨第55号)によること。
- 4.「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.「地域キロ当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.キロ当たり補助対象経常費用の計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.申請番号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 9.「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 10.「計画運行回数」については、大臣に認定された生活交通確保維持改善計画に記載された回数を転載すること。
- 11.「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
- 12.「運休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
- 13.「運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数」については、補助対象期間中に運休した回数のうち、天災その他やむを得ない事情がある場合による回数を記載すること。
- 14.「運行割合」は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 16.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」については、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ト)欄に記載すること。
- 17.「補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率」は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 19.「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。
- 20.「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における各補助対象系統の経常収益の実績額を記載すること。
- 21.「補助対象経費」については、(カ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 22.「補助対象経費の1/2」については、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.「国庫補助上限額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者の系統ごとに按分した額を記載することとし、千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有償旅客運送の損益明細表。
- 2.様式第1-5の運行系統別輸送実績。

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(区域型運行)】

補助対象期間の 損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	587千円	営業外収益	39千円	経常収益	626千円
	営業費用	12,602千円	営業外費用	15千円	経常費用(イ)	12,617千円
	営業損益	▲12,015千円	営業外損益	24千円	経常損益	▲11,991千円
補助対象期間のサービス提供 時間(ロ)	4,033.8時間				経常収支率	4.96%

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり 経常費用 イ÷ロ=ハ	地域時間当たり 標準経常費用 ニ	時間当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ホ
山梨・静岡	3127円 81銭	2732円 72銭	2732円 72銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請 番号	再編 特例 措置	運行 系統名	営業区域	計画運行回数 (イ)	実績運行回数 (ロ)	運休回数 (ハ)	運休回数 のうち12条2 項ただし書 によりやむを 得ないとして 大臣が認め た回数 (ニ)	運行割合 (100%を超える場 合は100%を上限 とする。) (ホ)	サービス提供時間 ヘ	補助ブロック外 乗入部分に係る サービス提供時間 ト	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサー ビス提供時間 チ	補助ブロック外乗 り入れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外の サービス提供時間の 比率 (ヘ-(ト+チ))÷ヘ=リ
都留市	1		盛里線	都留市	2166回	2166回	0回	0回	100%	1841.1時間	0時間	0時間	100.0%
都留市	2		砂原線	都留市	2166回	2166回	0回	0回	100%	2317.6時間	0時間	0時間	100.0%
					回	回	回	回	%	時間	時間	時間	%
					回	回	回	回	%	時間	時間	時間	%
					回	回	回	回	%	時間	時間	時間	%
合計													

市区町村	申請 番号	補助対象 経常費用 ホ×ヘ=ヌ	補助対象系統 の経常収益 ル	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ヌ-ル=ヲ	ヲのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町村 外乗入部分以外 ヲ×リ=ワ	補助対象経費 カ	補助対象経費の1/2 カ×1/2=ヨ	国庫補助 上限額 タ	国庫補助金 申請額 レ
都留市	1	5,031,210円	587,361円	4,443,849円	0円	4,443千円	2,221千円	2,221千円	2,221千円
都留市	2	6,333,351円	470,000円	5,863,351円	0円	5,863千円	2,931千円	2,931千円	2,931千円
		円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
合計		11,364,561円	1,057,361円	10,307,200円	0円	10,306千円	5,152千円	5,152千円	5,152千円

市区町村	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ハ×ヘ-ル=ソ	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ソ-レ=ツ	ツの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具 体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	



道の駅つる線系統略図

※「下谷交流センター入口」バス停新設  
※「雇用促進住宅入口」を「鷹之巢入口」に名称変更

資料4

系統キロ 8.152km

